

●事業概要

平成 29 年度 事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

公益社団法人大日本書芸院

1 事業実施の方針

不特定多数の書道を愛する国内外の人々に対して、書道芸術の指導、普及推進を図る。又、若手作家の発掘や育成のため、展覧会に新人賞を設定、更には会場内で書技の実演として席上揮毫を実施する等、充実した展覧会を開催し、一般公衆に対し一層の書道芸術の普及振興を図る。

2 事業実施に関する事項

1-1 書道展覧会事業（公益目的事業 1）

書道に関する作品を展示し、一般公衆に普及を図るための書道展覧会事業

(1) 第 78 回国際文化交流 公益社団法人大日本書芸院展の開催

ア. 平成 29 年 6 月 23 日(金)～30 日(金)の間、東京都美術館において開催。

多数の作品を展示する事で、一般公衆への書道芸術に触れる機会を増やし、又、若手作家の育成を図るため新人賞の設定や、文化庁、本部所在地の横須賀市教育委員会より後援を受け、「横須賀市教育委員会委員長賞」を頂く等、自治体との交流も図る。

又、会場内にて席上揮毫を実施し、観覧者とのコミュニケーションを図る事によって、一般公衆に対して書道芸術がより身近なものとなるように努力する。

イ. 展覧会の授賞式にて、開塾（教室）30 年以上及び 60 年以上を迎えた教室の地域書道普及員を何れも 1 度ずつ、永年の努力を讃え表彰し、記念品を贈呈する。

ウ. 今展覧会の開催に伴い、「第 78 回国際文化交流 公益社団法人大日本書芸院展作品集」を刊行する。内容は、国内出品者全員の作品を収録し、出品者全員に配布。諸外国からの出品作品は、推薦受賞以上の作品を収録し、上位入賞者に配布する。

(2) 新春誌上展覧会の開催

書道に興味のある不特定多数の人々に対して、書道作品を本院会誌「日本書芸」3月号誌上に掲載し、書道芸術の普及振興を図る。特に学生部は、展覧会会場の確保が困難なため、誌上展覧会にふさわしく、出品者全員に賞状を授与し、上位入賞者には楯・メダルを贈り、本院ホームページ上に作品を掲載、一層の充実を図る。

(3) 地区連合書道展の開催

青森・八戸・東京・千葉・横須賀・横浜・湘南・徳島の計8地区において、地域主体の書道展を開催し、地方での書道芸術の普及振興を図る。

地元の作品を地元の人々に鑑賞してもらうことで、身近な芸術としての普及を図る。

1-2 書道教育指導事業（公益目的事業2）

貴重な文化遺産である書道を、広く一般公衆に普及させるための書道教育指導事業

(1) 書道芸術の研究及び指導

ア. 本部における教育指導

指導者…代表理事

受講者…一般部 約80名 学生部（中学生以下）約25名

対象及び内容…書道技術の上達を希望する一般市民及び展覧会出品者等で、一般部・中学生部・小学生部に分けて、毎週1回程度それぞれ半紙課題を与え、毎月20日締切で全員に課題の出品を義務付け、基本の確立を計る。

さらに中学生以上には、半紙臨書及び小筆による漢字・仮名と、美しい毛筆書を習熟させる。

又、一般部には研究課題として、半紙臨書、半切漢字・仮名・臨書、王羲之・歐陽詢等の優れた古典の書法、技法を習得させるほか、現代書風の研究として前衛書、近代詩文書（漢字仮名交じり）を、初段以上の者に指導を行う。

イ. 講習会指導

青森地区・八戸地区・群馬地区・東京地区・横浜横須賀湘南地区・徳島地区において、書技の向上を図るための講習会（練成会）を実施、代表理事及び代表理事指名の講師が指導する。

市民に広く書道の指導を行う地域書道普及員等に対して、指導書をもとに、臨書の意義、優れた書を手本として習う事で、優れた書とは多くの場合古典となり、創作の次元を高めるためには、臨書によって表現の原理や技法の指導を行い、書道教育の振興に務める。

講師派遣による指導の場合、理事を派遣して指導を行う。

ウ. 刊行物

当法人で作る「日本書芸」を研究誌として刊行、主に会員や出展者に配布している。内容は、作品の紹介や書道の研究誌として書技の向上を計るための技術指導が主である。又、指導用参考（主に半紙サイズ）を地域書道普及員に配布する。

(2) 文化事業への協力

各地域における市民文化祭、書道連盟展等に積極的に協力すると共に、友誼団体と書道芸術の普及振興を計る。

2-1 昇段級試験（収益事業1）

書道の習熟度を計るための試験を実施し、段級付与及び証書を交付する事業

(1) 書道の習熟度を計るため、毎年1回9月に試験を実施し、段級付与及び証書を交付している。

学生部…幼稚園生(就学前)～中学3年生（各学年毎、課題が違う）

半紙部…一般部5級乙～1級甲（半紙4文字、楷書・行書・草書の3体）

条幅部…一般部初段～四段（半切14文字、楷書・行書・草書の3体）

師範部…一般部四段～六段(準師範)（半切14文字、楷書・行書・草書・隸書・仮名の5体）

以上、各部規定の作品を提出させる。

3-1 教材頒布事業（その他事業1）

主に会員向けに教材等を頒布する事業

(1) 市販の物品は個人で購入すると高価になるため、本院で業者から直接購入（仕入れ）し、地域書道普及員を通じ、会員等に安価で販売する。

尚、硯・墨・筆・紙等の書道用品の価格表を地域書道普及員に配布して、注文は電話FAX等により受付け、販売をする。

(2) チャリティカレンダー（1部¥1,500）を制作頒布。益金を社会福祉団体に寄付する。